

更生保護情報管理業務の業務・システム見直し方針

2005年（平成17年）4月25日
法務省情報化統括責任者（CIO）決定

「電子政府構築計画」（2003年（平成15年）7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。2004年（平成16年）6月14日一部改定）に基づき、以下のとおり、更生保護情報管理業務の業務・システム見直し方針を定める。

法務省は、本見直し方針に沿って、更生保護情報管理業務の業務・システムについて、必要な見直しを行い、最適化に取り組むものとする。

第1 対象範囲

本方針における「更生保護」とは、地方更生保護委員会及び保護観察所（以下「更生保護官署」という。）における業務全般を指し、犯罪や非行をした者が実社会内で健全な社会人として更生するように指導・援助する保護観察を中心とする、仮釈放審理、環境調整、更生緊急保護等の実施とともに、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する円滑な社会復帰を促進する心神喪失者等医療観察（以下「医療観察」という。）を含む。

更生保護は、矯正施設等に収容して行う施設内処遇に対して、社会内処遇と呼ばれ、その基本は地域に居住する対象者に対する面接を始めとする接触にあり、人対人で行われる調査・指導等の「処遇」が中心となる。この業務全般の実施主体は全国の更生保護官署に配置された保護観察官であり、医療観察においては社会復帰調整官がその業務に当たる。

本方針が対象とする更生保護情報管理業務とは、保護観察官等が更生保護における処遇を行うに当たり基盤となる対象者等に係る情報を、効果的に管理する一切の業務及びその業務を処理するためのシステム全般であり、更生保護における処遇と一体となり、犯罪等の危険から社会を保護し、個人及び公共の福祉増進に寄与することを目的とする。

第2 最適化の基本理念

更生保護情報管理業務の最適化に当たっては、犯罪予防、再犯防止、社会復帰等の各業務の目標を効果的に達成することを目標として、業務及びシステムの両面から見直しを行い、IT（情報通信技術）を活用した業務の徹底した簡素・合理化、効率的な情報管理による処遇の適正化・充実化、ITの進展に応じたシステムの効率的・合理的な整備・運用による経費節減、システムの機能や運用方法の見直しによる利便性の維持・向上、システ

ムの安全性・信頼性の確保を図ることを基本理念とする。

第3 業務・システムの背景と課題

1 背景

- (1) 更生保護官署においては、全国に居住する対象者に対する年間5万件を超える保護観察，矯正施設に収容された者に対する年間5万件を超える環境調整とそれらの仮釈放の審理を始めとする多様な業務を全国8地方更生保護委員会と50保護観察所の合わせて1000名に満たない保護観察官等で実施している。保護観察官は担当地域内で発生した全ての保護観察を始めとする事件への対応や犯罪予防活動等を，当該地域内の民間篤志家である保護司との協働態勢で実施する。
- (2) 多発する犯罪・非行に対応するため，保護観察官等には，個々の事案の態様や対象者の特性に応じたきめ細かな面接を行うこと等による処遇の充実が求められているが，更生保護官署の限られた人員体制ではその充実が困難であることから，対象者に係る情報について，特に効果が見込まれる事件受理・終結時に発生する各帳票への重複記入等の排除と統計処理の効率化等を目指して業務の見直しを続け，昭和62年度以来，更生保護官署において，オフコン導入による業務のシステム化を行ってきた。平成11年度までにこれをクライアント・サーバ方式による全国ネットワークとし，保護観察，環境調整，仮釈放及び保護司に関する基本的な情報を管理するデータベースシステムを構築し，事件係属歴の検索，事件簿のペーパレス化等の効率化を図ってきた。また，平成12年度にはシステムのプログラムについて，特定の機器メーカーに依存しない汎用性の高いものへとオープン化を行うとともに，全国の保護観察官等のLAN端末からのシステム利用を可能とするネットワーク化を行った。

2 課題

- (1) 保護観察所において平成17年から新規業務として加わる医療観察については，精神保健福祉の専門的知識を有する者として新たに配置される社会復帰調整官が実施に当たるものであるが，その配置は各庁1名程度と極めて限られており，システムの支援がない場合には，事件管理や対象者の情報管理に執務時間が費やされ，必要な対象者処遇に支障が生じるほか，対象者情報が紙ベースでしか管理されないため，全国的な処遇実施状況の把握や，処遇過程における保護観察所間の適時適切な情報共有が困難となる。このため，事件管理等に係る業務におけるシステム支援が必須であり，本業務に関する機能追加は急務である。
- (2) 現在のシステムは，導入時の低速なネットワークを前提にデータベースを全国8地方更生保護委員会の管轄ブロック単位で管理し，同委員会に各

々設置したサーバにより分散処理を行っていたため、全国を移動する対象情報の検索等には各サーバに対する個別の検索作業を繰り返す必要があるなど非効率であり、データ集約の必要があった。そのため、平成14年度から、機器の更新時期に合わせて全国1箇所の統合サーバにデータを集約する集中化の作業を進めており、平成16年度まで6箇所のデータ集約を終え、サーバを統合整理したところであり、残る2箇所についても引き続きデータ集約を進める必要がある。また、これにより8台のサーバを1台に集約することでのシステム運用経費の軽減及び業務処理時間の短縮が課題である。

- (3) 本システムが個人情報を取り扱うものであることから、その情報の保護が重要な問題であるが、システム利用者である保護観察官等のセキュリティポリシーに対する理解はまだ十分とは言えない。

加えて、業務の安定・確実な遂行を期するためには、集約されたサーバの安定稼働を確保しシステムの安全性を高めるためのバックアップ機能の強化等が必要である。

第4 見直し方針

前項で抽出した課題に対し、業務・システム両面において、処理の効率化・迅速化と、複雑多様に变化・拡大する対象業務への柔軟な適応性・拡張性の向上及び経費の節減を図るため、以下の事項等を中心に最適化計画の策定に向けて幅広く検討する。

なお、本見直しによる具体的な数値目標等については、最適化計画の段階で適宜盛り込むこととする。

1 新規業務の最適化

更生保護官署における新規業務である医療観察については、事件管理や対象者の情報管理のシステム化により最適な業務処理方法を構築し、社会復帰調整官のマンパワーを制度の本体業務である処遇実務に充当するとともに、全国的な制度運用状況の管理を可能とし、対象者の移動、病状変化等に応じた保護観察所間における適時適切な情報共有を実現するため、システム導入を図ることとする。なお、システム化においては、現在のシステムにこの機能を組み入れるなど、保有するシステムのネットワークを含めたりソースを有効活用するとともに、最小限のコストとなるよう検討する。

2 システムの一元化・集中化

現在のシステムにおいて各地方更生保護委員会単位に分散処理を行っていたデータベースサーバについては、データの集中化により利用効率を高めるためにサーバ統合を完了させ、1箇所に集約することにより、最小限の運用経費となるよう検討する。あわせて、業務処理時間についても短縮できるよ

う検討する。

3 最適な技術の選択

システムの各種機能を実現する技術については、引き続き、市場性・価格等の点で優れた、普及度の高いオープン技術の適用に留意しつつ、国際的な標準技術の動向等を踏まえ、最適なものを選択する。

4 ネットワークの活用

効率的なネットワーク整備の観点から、法務省情報ネットワーク(共通システム)最適化計画に基づき、引き続き、法務省における共通基盤となるネットワーク回線を活用する。

5 システムの安全性・信頼性とセキュリティの確保

個人情報の保護に配慮したセキュリティ対策について、保護観察官等に対するセキュリティポリシーを始めとする情報管理規程の周知徹底及びその定期的見直しを行う。

また、集約されたサーバのデータの安全性・可用性を保ち、重要な情報の逸失を防止し、業務の円滑な遂行を確保するため、システムのバックアップ及び冗長化等の措置を講ずる。

6 保護観察官等が扱う対象者等に係る情報について、現在システムにより管理している基本的情報以外についての効率的な活用、処理の可能性と、対応した更なるシステムの見直しについては、サーバ統合後の運用とその効果を踏まえ引き続き検討するとともに、将来における他の行政機関及び司法機関とのデータの連携について、その必要性や個人情報の保護の観点を踏まえて検討するものとする。

7 その他

上記のほか、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」の別添3「業務・システムの最適化に係る共通見直し指針」を踏まえ、見直しを行う。

第5 最適化計画の策定

本見直し方針を踏まえ、法務省情報化推進会議の下、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」に沿って、法務省は、2005年度(平成17年度)中のできる限り早期に更生保護情報管理業務の業務・システムの最適化計画を策定する。